

議案第49号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が公布されたことを踏まえ、同法第19条の規定に基づく戸籍事項の無料証明を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 3(第 5 条関係)		別表第 3(第 5 条関係)	
法律の名称	適用条項	法律の名称	適用条項
健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の項からオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成 20 年法律第 80 号)の項まで	(略)	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の項からオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成 20 年法律第 80 号)の項まで	(略)
<u>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成 28 年法律第 73 号)</u>	<u>第 19 条</u>		

付 則

この条例は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成 2 8 年法律第 7 3 号)の施行の日(平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日)から施行する。

議案第50号

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立取手ウェルネスプラザ及び他市の同様の施設の運用状況を踏まえ、取手市立市民会館の施設及び附属設備等の利用申請期間を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市民会館の施設及び<u>附属設備等</u>（以下「施設等」という。）を利用する者は、<u>利用日（連続して2日以上利用する場合にあっては、当該利用する期間の初日。以下同じ。）の属する月の12か月前の月の初日から利用日の14日前までに</u>市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 前項に規定する申請期間の初日又は末日が休館日の場合にあっては、当該休館日の直後の開館日をもって、当該申請期間の初日又は末日とみなす。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>第1項</u>の許可をする場合において、市民会館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><u>4</u> 第1項に規定する利用者がその利用を変更しようとする場合は、<u>前3項の規定</u>を準用する。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、第5条の規定により利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市民会館の施設及び<u>附属設備</u>（以下「施設等」という。）を利用する者は、<u>利用日前6か月前から14日までに</u>市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の許可をする場合において、市民会館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><u>3</u> 第1項に規定する利用者がその利用を変更しようとする場合は、<u>前2項</u>を準用する。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、第5条の規定により利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

(3) 第5条第3項の規定による利用の
条件に違反したとき。

(4) (略)

(3) 第5条第2項の規定による利用の
条件に違反したとき。

(4) (略)

付 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

議案第 5 1 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

介護保険法に基づく認知症総合支援事業を平成 2 8 年 1 2 月 1 日から実施するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>（医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 医療介護総合確保推進法附則第14条第5項の規定に基づき、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成28年11月30日</u>までの間は行わず、<u>平成28年12月1日</u>から行うものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>（医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 医療介護総合確保推進法附則第14条第5項の規定に基づき、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間は行わず、<u>平成30年4月1日</u>から行うものとする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和 5 1 年条例第 3 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

妊産婦及び小児に対して支給する医療福祉費に係る所得要件について、現行の児童手当の基準に則して緩和するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正を踏まえ、父子家庭の父子に関する定義を整備するため、本条例の一部を改正するものです

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に定める配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 20歳未満の児童で別表に定める学校に在学している者</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項</u>に定める配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で前号アの(ア), (イ)及び(ウ)に掲げる児童を現に監護している者及びその児童</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず,医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に定める配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 20歳未満の児童で別表第1に定める学校に在学している者</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>別表第2</u>に定める配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で前号アの(ア), (イ)及び(ウ)に掲げる児童を現に監護している者及びその児童</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず,医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに</p>

該当するときは、支給しない。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第 15 条に規定する妊娠の届出のあつた日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が 1 月から 6 月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 1 条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が 1,000 万円以上であるとき。

(2)から(4)まで (略)

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項において準用する同条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条

該当するときは、支給しない。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第 15 条に規定する妊娠の届出のあつた日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が 1 月から 6 月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。)が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成 7 年政令第 223 号)による改正前の児童手当法施行令(以下「旧政令」という。)第 11 条の規定により読み替えられる旧政令第 1 条に定める額に同条に規定する児童 1 人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が 1,000 万円以上であるとき。

(2)から(4)まで (略)

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項において準用する同条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条

第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項及び第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、同令第4条及び第5条の規定の例による。

3 (略)

第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項及び第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、同令第4条及び第5条の規定の例による。

3 (略)

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

議案第 53 号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成 12 年条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

建築基準法施行令が改正されたことに伴い、引用する条項の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物についての適用除外)</p> <p>第53条の3 <u>令第129条第2項</u>に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第12条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第13条(階段に係る部分を除く。)、第22条、第41条第1項第3号及び第4号(興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出入口に係る部分を除く。)、第43条第1項及び第2項第1号から第3号まで並びに第48条の規定は、適用しない。</p> <p>2 <u>令第129条の2第3項</u>に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第12条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第13条(階段に係る部分を除く。)、第22条、第25条第3号、第41条第1項第3号及び第4号並びに<u>第2項</u>、第43条第1項及び第2項第1号から第3号まで、第48条並びに第51条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物についての適用除外)</p> <p>第53条の3 <u>令第129条の2第2項</u>に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第12条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第13条(階段に係る部分を除く。)、第22条、第41条第1項第3号及び第4号(興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出入口に係る部分を除く。)、第43条第1項及び第2項第1号から第3号まで並びに第48条の規定は、適用しない。</p> <p>2 <u>令第129条の2の2第2項</u>に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第12条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第13条(階段に係る部分を除く。)、第22条、第25条第3号、第41条第1項第3号及び第4号並びに第43条第1項及び第2項第1号から第3号まで、第48条並びに第51条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

排水ポンプ車購入契約の締結について

排水ポンプ車の購入につき、次のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の対象 排水ポンプ車の購入
- 2 契約金額 金46,764,000円
- 3 契約の相手方 つくば市吾妻一丁目15番地1 筑波司法会館201号
株式会社第一テクノ 茨城営業所
所長 北島 久夫
- 4 契約方法 指名競争入札

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

- 1 品 名 排水ポンプ車
- 2 納入場所 櫛木消防署宮和田出張所 取手市宮和田1782番地1

3 購入理由

本市においては、降雨量が増加し、利根川や小貝川の水位が上昇した際、河川から宅地側への逆流を防止するために排水樋管を閉鎖することにより、河川への自然排水ができなくなり、冠水被害が発生するという状況にあります。

これを踏まえ、排水機場の整備されていない箇所に排水ポンプ車を稼働させることで、被害の緩和を図るものです。

4 設備概要

(1) 車両 8トン車

(2) 排水ポンプ

- ・排水ポンプ台数 4台
- ・排水ポンプの排水量 1台当たり 3.75立方メートル/分
(4台合計 15立方メートル/分)
- ・揚程 20メートル

5 納入期限 平成29年3月31日

6 契約代金の
支払方法 検収合格後、支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

7 入札参加業者(2業者)

クボタ機工株式会社

株式会社第一テクノ

入 札 調 書

件 名	排水ポンプ車の購入		
履行場所	梶木消防署宮和田出張所	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所 議会棟 執行部控室	入札日時	平成28年8月18日
予定価格	46,810,439 円	入 札 書 比較価格	—
入札者		入札第1回	
クボタ機工株式会社		54,000,000 円	
株式会社第一テクノ		46,764,000 円	落札
契約金額	46,764,000 円	請負者 氏 名	株式会社第一テクノ
仮契約 年月日	平成28年8月18日	契約期間	議会の議決の翌日から 平成29年3月31日まで

議案第55号

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（3.5m級先端屈折式）購入契約の締結について

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（3.5m級先端屈折式）の購入につき、次のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の対象 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（3.5m級先端屈折式）の購入
- 2 契約金額 金212,944,280円
- 3 契約の相手方 東京都港区西新橋三丁目25番31号
株式会社モリタ 東京営業部
部長 山北 忠司
- 4 契約方法 指名競争入札

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

1 品 名 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（3.5m級先端屈折式）

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野1264番地1

3 購入理由

取手消防署に配置しているはしご付消防ポンプ自動車は、市内全域における火災及び救助災害に対して第一線を担う消防車両として運用しており、運用開始から24年が経過し、経年劣化が見られる状態となっています。

災害が複雑多様化している状況において、更なる消防力の充実を図り、緊急時における迅速確実な消防活動をもって市民の安全を確保するため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

はしご車専用シャシにより、各種の消防資機材を積載するための十分なスペースを有するとともに、四輪操舵により機動性に優れています。

また、専用のバスケットにより最大で4人が搭乗できるようになるとともに、従来より床面積及び過重強度が向上しており、より安全かつ的確な消防活動が可能となります。

さらに、バスケットとリフタ昇降装置を同時に操作することが可能なことから、より高度な救助活動に対応した車両となっています。

※ 特殊な艤装等^{ぎそう}

- ・先端屈折式はしご
- ・伸縮水路管付はしご
- ・自動梯上放水銃
- ・制振制御装置
- ・はしご自動収納
- ・バスケットストレッチャ
- ・空気呼吸器内蔵型座席

5 納入期限 平成29年1月27日

6 契約代金の支払方法 検収合格後、支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

7 入札参加業者（6業者）

株式会社モリタ

有限会社鈴機

株式会社土浦消防センター

株式会社モリタテクノス

小池株式会社

帝商株式会社

入札調書

件名	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（3.5m級先端屈折式）の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所 議会棟 第2委員会室	入札日時	平成28年6月28日
予定価格	214,006,000円	入札書 比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社モリタ		212,944,280円	落札
有限会社鈴機		213,808,280円	
株式会社土浦消防センター		224,824,280円	
株式会社モリタテクノス		224,824,280円	
小池株式会社		226,984,280円	
帝商株式会社		237,784,280円	
契約金額	212,944,280円	請負者 氏名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	平成28年6月28日	契約期間	議会の議決の翌日から 平成29年1月27日まで

議案第56号

取手市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、取手市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

長年地価の下落傾向が続き、将来的にも急速な地価の上昇が見込まれない現状において、公共用地等の先行取得を主な業務とする取手市土地開発公社は相応の役割を果たしたと認められることや、国・茨城県から同公社の抜本的改革の要請を受けていることを踏まえ、同公社を解散するものです。

議案第57号

平成28年度取手市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度取手市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,481,790千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 特 例 交 付 金		56,000	△ 509	55,491
	1 地 方 特 例 交 付 金	56,000	△ 509	55,491
10 地 方 交 付 税		5,611,000	352,602	5,963,602
	1 地 方 交 付 税	5,611,000	352,602	5,963,602
14 国 庫 支 出 金		4,320,409	74,349	4,394,758
	1 国 庫 負 担 金	3,632,575	68,787	3,701,362
	2 国 庫 補 助 金	613,062	5,562	618,624
15 県 支 出 金		1,989,697	15,763	2,005,460
	1 県 負 担 金	1,325,749	1,500	1,327,249
	2 県 補 助 金	487,071	14,263	501,334
17 寄 附 金		5,197	20,000	25,197
	1 寄 附 金	5,197	20,000	25,197
18 繰 入 金		1,329,410	△ 396,303	933,107
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,100	83,962	89,062
	2 基 金 繰 入 金	1,324,310	△ 480,265	844,045
19 繰 越 金		500,000	370,404	870,404
	1 繰 越 金	500,000	370,404	870,404
20 諸 収 入		1,149,193	7,150	1,156,343
	6 雑 入	654,063	7,150	661,213
21 市 債		3,973,300	394,500	4,367,800
	1 市 債	3,973,300	394,500	4,367,800
歳 入 合 計		36,643,834	837,956	37,481,790

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		271,524	3,953	275,477
	1 議 会 費	271,524	3,953	275,477
2 総 務 費		5,083,648	329,711	5,413,359
	1 総 務 管 理 費	4,191,152	309,412	4,500,564
	2 徴 税 費	482,852	22,600	505,452
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	286,576	249	286,825
	4 選 挙 費	69,152	250	69,402
	5 統 計 調 査 費	21,690	△ 2,650	19,040
	6 監 査 委 員 費	32,226	△ 150	32,076
3 民 生 費		13,254,816	68,951	13,323,767
	1 社 会 福 祉 費	6,237,299	59,656	6,296,955
	2 児 童 福 祉 費	5,334,416	4,895	5,339,311
	3 生 活 保 護 費	1,682,700	4,400	1,687,100
4 衛 生 費		1,639,135	△ 10,000	1,629,135
	1 保 健 衛 生 費	1,006,100	△ 6,300	999,800
	2 清 掃 費	633,035	△ 3,700	629,335
5 農 林 水 産 業 費		214,432	4,308	218,740
	1 農 業 費	214,432	4,308	218,740
6 商 工 費		409,516	586	410,102
	1 商 工 費	409,516	586	410,102
7 土 木 費		4,662,744	34,094	4,696,838
	1 土 木 管 理 費	186,623	5,253	191,876

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	865,983	13,713	879,696
	3 都市計画費	3,506,236	10,556	3,516,792
	4 住宅費	103,902	4,572	108,474
8 消費		1,850,175	34,633	1,884,808
	1 消費	1,850,175	34,633	1,884,808
9 教育		4,927,228	371,720	5,298,948
	1 教育総務費	602,975	△ 311	602,664
	2 小学校費	1,281,784	△ 1,700	1,280,084
	3 中学校費	799,617	685	800,302
	4 幼稚園費	85,894	125	86,019
	5 社会教育費	1,556,918	337,775	1,894,693
	6 保健体育費	600,040	35,146	635,186
歳出	合計	36,643,834	837,956	37,481,790

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
例規集データベース維持管理業務委託	平成28年度から平成33年度まで		17,250
情報システムセキュリティ強化対策機器使用料	平成28年度から平成33年度まで		32,280
東第1自転車駐車場解体補償費	平成28年度から平成29年度まで		180,000
(仮称) 取手東部保育所・地域子育て支援センター 新築工事設計業務委託	平成28年度から平成29年度まで		53,900

新築工事設計	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度

平成33年度補正債務負担行為

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公民館用地取得事業	255,200	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市排水路整備事業	144,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	149,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合併特例債	1,395,500				1,420,500			
臨時財政対策債	1,740,000				1,849,100			

議案第58号

平成28年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,169,104千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		258,500	12,183	270,683
	1 国庫補助金	258,500	12,183	270,683
4 繰入金		540,745	△ 16,204	524,541
	1 他会計繰入金	540,745	△ 16,204	524,541
5 繰越金		1,100	27,838	28,938
	1 繰越金	1,100	27,838	28,938
7 市債		283,500	8,900	292,400
	1 市債	283,500	8,900	292,400
歳入合計		1,136,387	32,717	1,169,104

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		865,974	32,717	898,691
	2 総務費	120,640	10,566	131,206
	3 事業費	745,264	22,151	767,415
歳出合計		1,136,387	32,717	1,169,104

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
取手駅北土地区画債 整理事業	283,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内	292,400	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内

議案第59号

平成28年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,089,986千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療 養 給 付 費 等 交 付 金		350,001	△ 31,941	318,060
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	350,001	△ 31,941	318,060
9 繰 入 金		899,250	6,584	905,834
	1 他 会 計 繰 入 金	899,249	6,584	905,833
10 繰 越 金		100,001	817,177	917,178
	1 繰 越 金	100,001	817,177	917,178
歳 入 合 計		14,298,166	791,820	15,089,986

(単位 千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		243,185	6,584	249,769
	1 総 務 管 理 費	182,819	5,100	187,919
	2 徴 税 費	58,954	1,484	60,438
2 保 険 給 付 費		8,404,939	467,956	8,872,895
	1 療 養 諸 費	7,463,200	395,729	7,858,929
	2 高 額 療 養 費	888,318	72,227	960,545
8 保 健 事 業 費		130,524	1,404	131,928
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	90,978	1,404	92,382
9 基 金 積 立 金		10,427	250,000	260,427
	1 基 金 積 立 金	10,427	250,000	260,427
11 諸 支 出 金		14,451	65,876	80,327
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,831	39,340	52,171
	4 繰 出 金		26,536	26,536
歳 出 合 計		14,298,166	791,820	15,089,986

議案第60号

平成28年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,431千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,184,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,172,775	758	1,173,533
	1 一般会計繰入金	1,172,775	758	1,173,533
4 繰越金		600	5,673	6,273
	1 繰越金	600	5,673	6,273
歳入合計		2,177,723	6,431	2,184,154

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		143,538	758	144,296
	1 総務管理費	139,886	758	140,644
3 諸支出金		2,200	5,673	7,873
	2 繰出金	100	5,673	5,773
歳出合計		2,177,723	6,431	2,184,154

議案第61号

平成28年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,663,687千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		1,305,028	8,788	1,313,816
	1 国 庫 負 担 金	1,220,923	7,649	1,228,572
	2 国 庫 補 助 金	84,105	1,139	85,244
4 支 払 基 金 交 付 金		1,961,111	10,709	1,971,820
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,961,111	10,709	1,971,820
5 県 支 出 金		1,063,329	5,351	1,068,680
	1 県 負 担 金	1,021,276	4,781	1,026,057
	3 県 補 助 金	42,052	570	42,622
7 繰 入 金		1,165,591	△ 77,171	1,088,420
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,090,298	△ 1,878	1,088,420
	2 基 金 繰 入 金	75,293	△ 75,293	0
8 繰 越 金		58,600	326,650	385,250
	1 繰 越 金	58,600	326,650	385,250
9 諸 収 入		463	3,678	4,141
	3 雑 入	92	3,678	3,770
歳 入 合 計		7,385,682	278,005	7,663,687

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		169,670	26,043	195,713
	1 総務管理費	89,917	25,778	115,695
	2 徴税費	24,147	173	24,320
	3 介護認定審査会費	55,606	92	55,698
2 保険給付費		6,899,076	38,246	6,937,322
	2 介護予防サービス等諸費	140,915	38,246	179,161
3 地域支援事業費		256,315	2,920	259,235
	3 包括的支援事業費・任意事業費	151,425	2,920	154,345
4 諸支出金		40,621	210,796	251,417
	1 償還金及び還付加算金	35,621	159,043	194,664
	2 繰出金	5,000	51,753	56,753
歳 出 合 計		7,385,682	278,005	7,663,687

第 2 表 債務負担行為補正

(追加) (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (平成28年度)	平成28年度から平成35年度まで	1,480

認定第1号

平成27年度取手市一般会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度取手市一般会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第 2 号

平成 2 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき，平成 2 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

認定第3号

平成27年度取手市用地先行取得事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度取手市用地先行取得事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第4号

平成27年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度取手市国民健康保険事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第 5 号

平成 2 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

認定第 6 号

平成 2 7 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 7 年度取手市介護保険特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

認定第7号

平成27年度取手市介護サービス特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度取手市介護サービス特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第 8 号

平成 27 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 27 年度取手市競輪事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成 28 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

認定第9号

平成27年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度取手地方公平委員会特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

同意案第19号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 櫻 井 静 江

生年月日 昭和23年12月15日

住 所 取手市桑原458番地

平成28年9月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

応募及び推薦の概要

氏 名 櫻 井 静 江 (さくらい しずえ)
生年月日 昭和23年12月15日 (67歳)
現住所 取手市桑原458番地
区 分 推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 1. 7ヘクタール 畑 0. 4ヘクタール
合計2. 1ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・元地方公務員

報告第10号

平成27年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計継続費精算報告書
について

平成27年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

平成27年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績					比 較					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			一般財源		
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		一般財源	国県支出金	地 方 債		そ の 他	一般財源	国県支出金		地 方 債	そ の 他
1 事業費	3 事業費	(仮称) ウェルネスプラザ整備事業	H25	756,000,000	295,200,000	437,700,000	23,100,000						756,000,000	295,200,000	437,700,000	23,100,000		
			H26	855,900,000	212,450,000	611,200,000	32,250,000		920,130,000	357,600,000	534,300,000	28,230,000		△ 64,230,000	△ 145,150,000	76,900,000	4,020,000	
			H27	389,016,000	122,900,000	252,800,000	13,316,000		1,080,786,000	272,950,000	767,400,000	40,436,000		△ 691,770,000	△ 150,050,000	△ 514,600,000	△ 27,120,000	
			計	2,000,916,000	630,550,000	1,301,700,000	68,666,000		2,000,916,000	630,550,000	1,301,700,000	68,666,000						

報告第11号

平成27年度取手市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成27年度取手市健全化判断比率に監査委員の審査意見を付して報告する。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成27年度取手市健全化判断比率を下記のとおり報告する。

記

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－ %	－ %	8.5 %	47.3 %
早期健全化基準	12.26 %	17.26 %	25.0 %	350.0 %

備考

- (1) 健全化判断比率については、暫定の数値（速報値）である。
- (2) 健全化判断比率の項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄については、取手市の実質赤字額及び連結実質赤字額がいずれもないことから、「－」を記載している。

報告第 1 2 号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて，地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき，議会の議決により指定された市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

専決処分第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

平成28年6月27日

取手市長 藤 井 信 吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成27年12月10日午前8時20分頃、取手市谷中608番地1地先の交差点において、市職員が右折するため公用車を一時停止させていたところ、右方向から走行してきた相手方所有の車両が当該公用車に衝突し、相手方の車両が損傷したものである。

3 損害賠償額 58,456円(過失割合 市10:相手方90)

報告第13号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

平成28年8月2日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成28年7月25日午前10時14分頃、取手市新町一丁目8番50号地先において、救急出動中の市職員が現場に到着し、建物の入口に救急車を寄せたところ、当該車両が車止めゲートに接触し、当該ゲートを損傷したものである。

3 損害賠償額 8,165円 (過失割合 市100:相手方0)

報告第14号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

平成28年8月30日

取手市長 藤 井 信 吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成28年6月27日午前9時45分頃、茨城県水戸市千波町1918番地地先において、市職員が茨城県総合福祉会館に入るために公用車を後退させたところ、後方の相手方の車両に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 97,917円 (過失割合 市100：相手方0)